

報告第16号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年9月24日 提出

境港市長 伊達憲太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年3月23日に議決を経た第三中学校大規模改造等工事（建築）に係る「工事請負契約の締結について」（令和3年議案第37号）の一部を変更することについて次のとおり専決処分する。

令和3年9月10日 専決

境港市長 伊達憲太郎

記

契約金額「194,480,000円」を「196,044,200円」に変更する。

(参 考)

工事請負契約の変更理由

工事請負契約金額1,564,200円の増額は、下記の理由による。

記

工事期間中の仮設駐車場（第二グラウンド）の降雨対策のため、進入路部分に仮設鉄板敷きを行う等の工事が増加した。

議案第37号



工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月23日 提出

境港市長 伊達 憲太郎

記

- 1 工 事 名 第三中学校大規模改造等工事（建築）
- 2 工 事 場 所 境港市外江町1372番地
- 3 契約の相手方 第三中学校大規模改造等工事（建築）
平田組・松本組 特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市上道町3737番地
株式会社 平田組 境港出張所
取締役所長 伊藤 純
- 4 契約金額 194,480,000円
- 5 契約締結の方法 条件付一般競争入札（総合評価方式）

令和3年 3月23日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 森岡 俊夫

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（抜粋）

昭和45年12月22日議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決することができる事項は、次のとおりとする。

1 （省 略）

2 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について工事又は製造の一部の設計変更で契約金額の増額又は減額が当該請負金額の10分の1を超えず、かつ、1,000万円以下である変更契約を締結すること。

（以下省略）

議案第 81 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 24 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 財 産 の 内 容 | 境港市民図書館家具一式 |
| 2 契 約 の 相 手 方 | 鳥取県境港市馬場崎町 2 1 1 番地 1
株式会社 きさらぎ
代表取締役 木村 光哉 |
| 3 契 約 金 額 | 1 4 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契 約 締 結 の 方 法 | 指名競争入札 |

(参 考)

入 札 状 況

1. 件 名 境港市民図書館家具一式購入
2. 入 札 開 札 日 時 令和3年9月10日 午後4時00分 即時開札
3. 入 札 開 札 場 所 境港市役所 第2会議室
4. 納 入 物 品 境港市民図書館家具一式

品 目	数 量
カウンター用品類	10点
開架書架類	43点
閲覧用品類	56点
ブラウジング用品類	53点
その他用品類	30点

5. 履 行 期 限 令和4年3月31日
6. 予 定 価 格 等 (入札書比較価格・税抜)
予 定 価 格 148,470,520円 (134,973,200円)
最低制限価格 なし

7. 入 札 状 況

入 札 者 名	入札金額	備 考
株式会社ヤマネ産機境港営業所	149,000,000円	
株式会社やまさき	145,000,000円	
有限会社境家具販売所	183,346,100円	
株式会社きさらぎ	133,000,000円	落 札
株式会社ケーオウエイ境港営業所	—	入札辞退

8. 入 札 開 札 立 会 人 教育委員会事務局 生涯学習課
課長補佐兼生涯学習係長 角本 豪

(参 考)

地方自治法 (抜粋)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)

↳ (省 略)

(5)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 不動産を信託すること。

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下省略)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。